

～男女で共に創ろう豊かなまち「ふじさわ」～

ふじさわ 男女共同参画プラン 2020

改定版

概要版



2016年（平成28年）3月

藤沢市

計画の趣旨と背景

「ふじさわ男女共同参画プラン2020」は、2011年（平成23年）に2020年度（平成32年度）までの10年間を目標年次として策定したものです。

このプランは、性別にかかわらず基本的な人権が尊重され、個人がその個性と能力を最大限に発揮して、社会のあらゆる場面で男女が対等に参画し、生涯を通じてそれぞれが自立した豊かな生活と自己実現を図ることができる男女共同参画社会の形成をめざしています。

プランでは、社会情勢の変化や計画の進捗状況などを踏まえて、5年ごとに見直しを行うこととしているため、2016年度（平成28年度）から2020年度（平成32年度）までの後期計画として改定したものです。

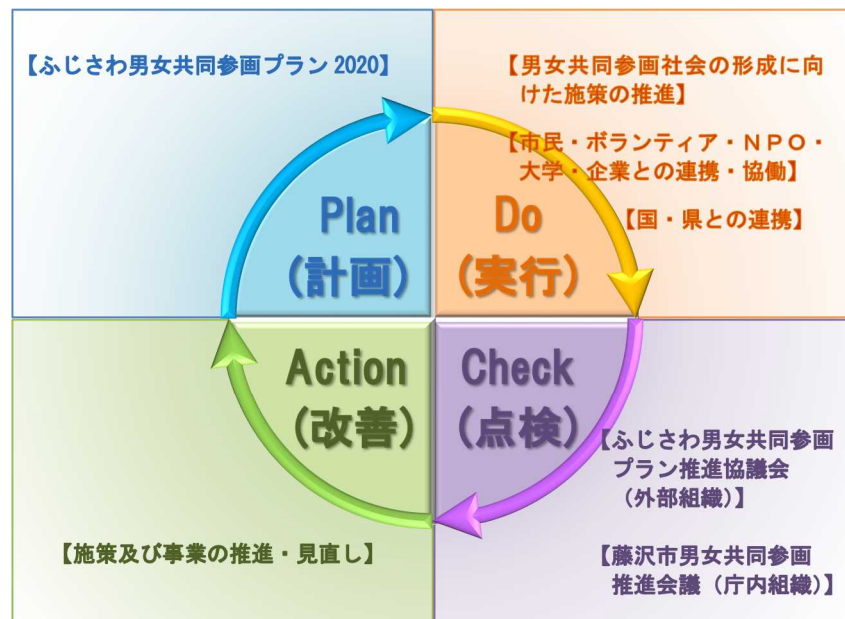
計画の期間

この計画は、2016年度（平成28年度）から2020年度（平成32年度）までの5年間を目標年次とした計画です。

推進体制

男女共同参画に関する施策は、行政の各分野や市民生活の様々な分野に及びます。そのため、市民、ボランティア、NPO、大学、企業などの多様な主体と連携して、それぞれの持つ資源やノウハウを活用し、男女が互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて、総合的、計画的に次の体制によりすすめていきます。

推進体制図



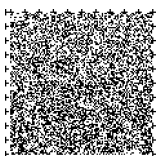
【男女共同参画に関する市民意識調査】

男女共同参画の状況について市民の意識を明らかにするため5年ごとに実施

計画の改定
(5年)

【ふじさわ男女共同参画プラン】

社会情勢の変化、計画の進捗状況、市民意識調査の結果などを踏まえて、5年ごとに改定



計画改定のポイント

社会情勢の変化や計画の進捗状況などを踏まえて、前期計画を見直した結果、新規に追加したもの並びに大きく変更したものは次の4つです。

(1) 防災分野での男女共同参画の推進

東日本大震災で明らかになった課題等を踏まえ、防災に関する意思決定の場や防災の現場への女性の参画拡大及び女性リーダーの育成を推進し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立します。

(2) 女性の職業生活における活躍とワーク・ライフ・バランスの推進

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく企業・団体等の「事業主行動計画」策定・公表などの取り組みを支援・促進し、女性登用の重要性に関する理解の促進を図るとともに、女性の就業やキャリアアップを支援します。

また、男女が職業生活と家庭生活を両立できるよう、長時間労働の抑制を企業や関係機関に働きかけるとともに、子育てや介護への支援の充実を図り、ワーク・ライフ・バランスを推進します。

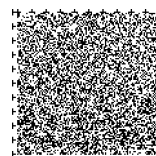
この計画の、重点目標2の課題1及び2、並びに重点目標3の各課題については、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に規定する、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画を兼ねます。

(3) ドメスティック・バイオレンス（DV）を含むあらゆる暴力の根絶

増加するDVを含むあらゆる暴力を防止するため、2013年（平成25年）に策定した「ふじさわDV防止・被害者支援計画」に基づき、男女平等観を育む教育やDV防止等の啓発活動をすすめるとともに、相談機能の充実を図り、相談窓口に関する周知や情報提供に努めます。また、DVや虐待の早期発見に向けた医療機関への周知及び被害者への支援を行います。

(4) 困難な状況にある男女への支援

高齢やひとり親家庭などで生活上の困難を抱えた男女へ情報提供や相談の充実を図り、経済的自立や生活の安定に向けた支援をすすめ、安心して暮らせる環境の整備に努めます。



めざすべき将来像と基本理念

将来像

男女で共に創ろう豊かなまち「ふじさわ」

3つの
基本理念

- 人権を尊重した 男女共同参画社会を実現する
- 男女が互いに認め育て合う 共に生きる社会を実現する
- 誰もが健康で豊かに暮らせる 充実した社会環境を実現する

5つの重点目標

重点目標1 人権を尊重した男女共同参画社会づくり

日本国憲法には、個人の尊重と法の下での平等がうたわれています。そして、「男女共同参画社会基本法」では、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別によるあらゆる差別的取り扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他の男女の人権が尊重されることが、男女共同参画社会の形成に不可欠であるとしています。

あらゆる立場の人の人権意識を醸成する取組により、すべての人の人権が守られ暮らしやすい男女共同参画社会をめざします。

課題

- 1 男女共同参画社会の意識づくり
- 2 男女共同参画学習の推進
- 3 男女共同参画社会づくりのための人権意識の醸成

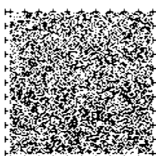
重点目標2 あらゆる分野への男女共同参画の促進

持続可能で、多様性に富んだ活力のある社会を構築するためには、あらゆる分野において多様な人材の参画をすすめていくことが必要となってきます。

その中で、女性の活躍推進が求められています。人材育成、意識啓発、労働環境の整備等により、男女が自らの意思で、あらゆる分野においてその能力と個性を十分に発揮して活躍できる社会の実現をめざします。

課題

- 1 政策・方針決定過程への女性の参画
- 2 男女が平等に働くことのできる労働環境の整備
- 3 地域での男女共同参画の推進
- 4 防災分野での男女共同参画の推進



重点目標 3

男女の仕事と生活の調和

内閣府が示す「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」では、仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」としています。長時間労働の抑制に向けた取組や子育て・介護等への社会的支援により、働く人々の健康が保持され、子育てや介護など個人の置かれた状況に応じて柔軟な働き方が選択でき、家族・友人などとの充実した時間が持て、自己啓発や地域活動への参加ができる社会をめざします。

課題

- 1 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境の整備
- 2 家庭における男女共同参画の推進
- 3 子育て・介護等への社会的支援



重点目標 4

性の尊重とあらゆる暴力の根絶

「暴力」は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、男女が平等で互いの尊厳を重んじ、対等な関係づくりをすすめる男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものです。

暴力を容認しない社会風土を醸成し、安心して相談できる体制・安全が保障される保護体制・自立支援体制を整備することにより、男女が互いの性を尊重し、あらゆる暴力のない社会をめざします。

課題

- 1 DV（ドメスティック・バイオレンス）の根絶
- 2 ハラスメントとあらゆる暴力の根絶

重点目標 5

男女の健康支援と安心して暮らせる環境づくり

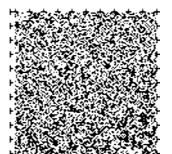
女性の身体の自己決定権である「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」（性と生殖に関する健康と権利）の視点から、女性の生涯を通じた心身の健康への支援が求められます。男女が互いの身体的性差を十分に理解しあい、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりをもって生きていくことは、男女共同参画社会の形成にあたっての前提条件です。

また、男女のおかれた環境を個別に見てみると、高齢者や障がい者などは、女性であることによってさらに複合的に困難な状況になっている場合があります。

生涯にわたる男女の健康維持及び支援の充実、援助を必要とする男女へのきめ細やかな支援と自立の促進に取り組むことにより、誰もが住み慣れた地域で、自分らしく、安心して暮らせる社会をめざします。

課題

- 1 男女の健康保持・増進とリプロダクティブ・ヘルス／ライツの保護
- 2 援助を必要とする男女への支援と自立の促進



将来像

男女で共に創ろう豊かなまち「ふじさわ」

基本理念

- 誰もが健康で豊かに暮らせる 充実した社会環境を実現する
- 男女が互いに認め育て合う 共に生きる社会を実現する
- 人権を尊重した 男女共同参画社会を実現する

重点目標

重点目標1

人権を尊重した
男女共同参画社会づくり

重点目標2

あらゆる分野への
男女共同参画の促進

重点目標3

男女の仕事と生活の調和

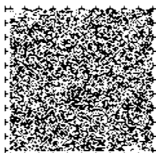
重点目標4

性の尊重とあらゆる暴力の
根絶

重点目標5

男女の健康支援と安心して
暮らせる環境づくり

 は、新規事業及び変更・拡充事業



課題

施策の方向

課題1

男女共同参画社会の意識づくり

- ①意識改革のための市民・地域・行政の協働
- ②男女共同参画を推進するための情報収集と提供

課題2

男女共同参画学習の推進

- ①乳幼児期からの男女平等意識の形成
- ②学校における男女平等教育の推進
- ③社会教育における男女共同参画学習の推進

課題3

男女共同参画社会づくりのための人権意識の醸成

- ①人権意識を醸成する啓発・教育活動の推進
- ②男女平等を基礎にした平和の推進
- ③外国人市民との多文化共生の推進

課題1

政策・方針決定過程への女性の参画

- ①政策・方針決定過程への女性の参画促進
- ②企業・団体などへの女性登用の促進

課題2

男女が平等に働くことのできる労働環境の整備

- ①女性の就業支援・キャリアアップ促進
- ②女性の労働条件の向上と雇用の場における平等の推進
- ③女性の職業生活における活躍の推進【新規】

課題3

地域での男女共同参画の推進

- ①女性の地域リーダーへの起用促進
- ②男女共同参画社会を支える市民活動の育成・支援
- ③多様な市民の地域参加の促進

課題4【新規】

防災分野での男女共同参画の推進

- ①防災分野での男女共同参画の推進【新規】

課題1

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境の整備

- ①ワーク・ライフ・バランスの推進

課題2

家庭における男女共同参画の推進

- ①男性の家事・育児・介護への参画促進
- ①多様なニーズに対応した保育サービスの提供
- ②子育て支援事業の充実
- ③放課後児童への支援

課題3

子育て・介護等への社会的支援

- ④高齢者・障がい者支援の充実【新規】

課題1

DV(ドメスティック・バイオレンス)の根絶

- ①暴力を容認しない社会づくり【新規】
- ②安心して相談できる体制づくり【新規】
- ③安全が保証される保護体制づくり【新規】
- ④自立支援体制づくり【新規】
- ⑤推進体制の充実【新規】

課題2

ハラスメントとあらゆる暴力の根絶

- ①ハラスメントの防止【新規】
- ②性犯罪などの防止【新規】
- ③児童虐待の防止
- ④高齢者虐待の防止
- ⑤障がい者虐待の防止【新規】

課題1

男女の健康保持・増進とリプロダクティブ・ヘルス／ライツの保護

- ①出産に関わる健康の確保と増進
- ②生涯にわたる健康づくりの促進

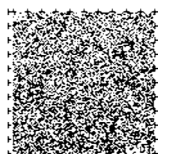
課題2

援助を必要とする男女への支援と自立の促進

- ①総合的福祉サービスの充実
- ②高齢者の自立と介護者への支援
- ③障がい者の自立と介護者への支援
- ④多様な形態の家庭への支援

※

※ふじさわDV防止・被害者支援計画



重点目標ごとの成果指標

重点目標 1 人権を尊重した男女共同参画社会づくり

■ 成果指標 / ① 指標内容	現状値	目標値(平成32年度)
■ 男女の地位の平等感 ① 社会通念・慣習・しきたりで、「平等になっている」と回答した市民の割合 (市民意識調査)	10.8% (平成25年度結果)	30.0%
■ 固定的な性別役割分担意識について反対と思う人の割合 ① 「男は仕事、女は家庭」という考え方に対して、「反対」「どちらかといえば反対」と思う人の割合 (市民意識調査)	53.8% (平成25年度結果)	70.0%
■ 男女共同参画(社会)という言葉の認知状況 (市民意識調査)	64.2% (平成25年度結果)	100.0%

重点目標 2 あらゆる分野への男女共同参画の促進

■ 成果指標 / ① 指標内容	現状値	目標値(平成32年度)
■ 市の政策・方針決定過程への女性の参画 ① 地域を含めた藤沢市独自の審議会などへの女性登用比率 (人権男女共同参画課)	42.0% (平成27.4.1現在)	50.0%
■ 市内企業の管理職(課長相当職以上)に占める女性の割合 (人権男女共同参画課・産業労働課)	6.5% (平成26年度 神奈川県調査結果)	15.0%
■ 地域活動に参加したことのある男性の割合(直近2年間) ① 町内会・自治会、PTA、地域での自主的なグループ・サークル活動などに参加したことのある男性の割合 (市民意識調査)	49.3% (平成25年度結果)	70.0%

重点目標 3 男女の仕事と生活の調和

■ 成果指標 / ① 指標内容	現状値	目標値(平成32年度)
■ ワーク・ライフ・バランス推進の仕組みを導入している市内企業の割合 (人権男女共同参画課・産業労働課)	54.3% (平成26年度調査結果)	65.0%
■ 6歳未満の子どもを持つ夫の育児・家事関連時間 ① 6歳未満の子どもを持つ夫婦と子どもの世帯の夫の1日あたりの「家事」「介護・看護」「育児」及び「買物」の合計時間(週全体平均) (人権男女共同参画課)	1日あたり 67分 (平成23年度 総務省調査結果)	1日あたり 150分
■ 保育の充実度 ① 待機児童数 (保育課)	83人 (平成27.4.1現在)	0人

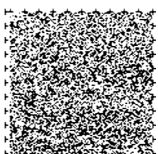
重点目標 4 性の尊重とあらゆる暴力の根絶

■ 成果指標 / ① 指標内容	現状値	目標値(平成32年度)
■ ドメスティック・バイオレンス(DV)被害を受けた男女の割合 ① 配偶者・恋人間で何らかの暴力(無視をする、怒鳴るなどの精神的暴力を含む)を受けたことのある男女の割合 (市民意識調査)	女性: 27.0% 男性: 12.2% (平成25年度結果)	女性: 20.0% 男性: 8.0%
■ DV相談窓口の認知状況 ① DV相談窓口を知っている人の割合 (市民意識調査)	58.9% (平成25年度結果)	100.0%
■ セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント被害を受けた男女の割合 ① 職場・地域・学校などでセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントを受けたことのある男女の割合 (市民意識調査)	女性: 48.5% 男性: 18.1% (平成25年度結果)	女性: 40.0% 男性: 12.0%

重点目標 5 男女の健康支援と安心して暮らせる環境づくり

■ 成果指標 / ① 指標内容	現状値	目標値(平成32年度)
■ 女性特有のがん検診の受診率 ① ①子宮頸がん検診の受診率 ②乳がん検診の受診率 (健康増進課)	① 26.8% ② 20.3% (平成26年度実績)	① 50.0% ② 50.0%
■ 両親学級(マタニティクラス)の参加者数 (子ども健康課)	1,326人 (平成26年度実績)	1,500人

は前期計画から指標を入れ替えたもの



2016年(平成28年)3月発行 藤沢市 企画政策部 人権男女共同参画課
 〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1
 電話 0466-25-1111(代表) FAX 0466-24-5928

